髙和果公報

発 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一丁目2番20号 発 **ガ** 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示		ページ		
○令和3管理年度における知事管理漁獲				
可能量の定め (さんま)	(漁業管理課)			
	〈8・26掲示〉	1		
○救急病院の認定	(医療政策課)	1		
◎指定市町村事務受託法人の指定	(高齢者福祉			
	課)	1		
○保安林の指定予定の通知 (3件)	(治山林道課)	1		
○漁船損害等補償法による同意成立	(漁業管理課)	2		
○漁船損害等補償法による付保義務消滅	(")	2		
○道路の区域変更	(道 路 課)	2		
○道路の供用開始	(")	2		
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課)	2		
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止	(会計管理課)	2		
高知県教育委員会告示				
○県統計調査の実施	(教育委員会			
	事務局教育			
	政策課)	2		
高知県選挙管理委員会告示				
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事	事務の執行に関	j		
し、監査の請求をする場合の選挙権を	有する者の総数	ξ		
の50分の 1 の数	〈8・25掲示〉	3		
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の	解職の請求をす	-		
る場合の選挙権を有する者の必要な数	\(\mu \)	3		
◎高知県議会議員の解職の請求をする場		-		
おける選挙権を有する者の総数の3分	の1の数			
	\(\mathref{II} \)	3		
落札公告				
○落札者等の公告	(財 政 課)	3		
告示				

高知県告示第756号の2

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、 さんまに関する令和3管理年度(令和3年1月1日から同年12月 31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のと おり定めた。 令和3年8月26日(掲示済)

高知県知事 濵田 省司

さんま

現行水準

高知県告示第793号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第 1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和3年9月7日

高知県知事 濵田 省司 医療機関の名称 在 地 認定年月日 認定の有効 高知脳神経外科 高知市朝倉戊767番 令3・9・ 令6・8・ 地 5 1 高知大学医学部 南国市岡豊町小蓮 令3・9・ 令6・8・ 附属病院 185 - 1南国中央病院 南国市後免町三丁目 令3・9・ 令6・8・ 1 - 27野市中央病院 香南市野市町東野 令3・9・ 令6・8・ 555 - 181 田 野 病 院 安芸郡田野町1414- 令3・9・ 令6・8・ 1 くぼかわ病院 高岡郡四万十町見付 令3・9・ 令6・8・ 902番地 1

高知県告示第794号

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定をしたので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第11条の6第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月7日

高知県知事 濵田 省司

1 市町村事務を行う市町村事務受託事務所の名称及び所在地 ジェイエムシー株式会社

高知市葛島四丁目3番30号

2 市町村事務受託事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務 所の所在地

ジェイエムシー株式会社

高知市葛島四丁目3番30号

3 市町村事務受託事務所の指定の申請者の代表者の職名及び氏 名

代表取締役 仁木 真央

4 指定年月日

令和3年9月7日

5 市町村事務の種類

介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務(照会等事務のうち居宅介護支援に係る事務)

6 居宅サービス等の提供の有無

無

高知県告示第795号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

令和3年9月7日

高知県知事 濵田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所 室戸市室戸岬町字城山7032
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字城山7032 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第796号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

令和3年9月7日

高知県知事 濵田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡仁淀川町蕨谷字上エシリナシ713、717、723、字ウス ガタキ1950、1958

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字上エシリナシ713・717・723・字ウスガタキ1950・ 1958(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第797号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

令和3年9月7日

高知県知事 濵田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡仁淀川町岩戸字ウドンコヲ2180、4143、字カラ谷3996、3997、4014、4015、字上ハ日ノ畝4016、4017、4020、4021の5、字中灘4136の1、4137

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字カラ谷3996・3997・4015・字上ハ日ノ畝4016・4017・

4020・4021の5・字中瀧4137(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第798号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和3年9月7日

高知県知事 濵田 省司

橘浦加入区

高知県告示第799号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成29年9月高知県告示第602号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和3年9月3日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年9月7日

高知県知事 濵田 省司

橘浦加入区

高知県告示第800号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年9月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月7日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

	区	I	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	四万十市西土佐ロ 内字下モホリ田5 10から	,	前	7. 0	16
内	四万十市西土佐口屋 内字下モホリ田52番 1まで	後	7. 3	16	

高知県告示第801号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年9月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月7日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

供用開始区間 延 長 供用開始年月日

	(メートル)	
四万十市西土佐口屋内字下 モホリ田54番10から 四万十市西土佐口屋内字下 モホリ田52番1まで	16	令和3年9月7 日

高知県告示第802号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規 定する道路として次のとおり指定する。

令和3年9月7日

高知県知事 濵田 省司

地名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
高岡郡佐川町字奥屋敷	乙2251番 1	6.00	45. 01	

高知県告示第803号

売りさばき所が廃止されたので、高知県収入証紙条例施行規則 (昭和39年高知県規則第28号)第4条第6項において読み替えて 進用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月7日

高知県知事 濵田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者 の職名及び氏名

高知市丸ノ内一丁目2番20号

一般社団法人高知県交通安全協会

会長 松村 純爾

2 廃止された売りさばき所の所在地及び名称 高知市丸ノ内一丁目2番20号

一般社団法人高知県交通安全協会

3 廃止年月日

令和3年9月30日

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第6号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和3年9月7日

高知県教育長 伊藤 博明

1 調査の名称

第3期高知県教育振興基本計画に関する取組(特別支援教

育) の状況調査

2 調査の目的

第3期高知県教育振興基本計画において特別支援教育に関する目標を設定している項目について、県内の公立学校の状況を 把握し、今後の課題解決に向けた取組を検討する際の資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位 学校

(3) 属性

公立小学校、公立中学校、公立義務教育学校及び公立高等 学校

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項

ア 学校経営における特別支援教育の状況

イ 発達障害等により特別な教育的支援を必要とする児童生 徒の在籍状況及び当該児童生徒に対する対応の状況

(2) その基準となる期日

毎年9月1日

- 5 報告を求める者
- (1) 数

約350校

(2) 選定方法

県が作成したリストによる全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調查組織

県が報告者に直接報告を求める。

(2) 調查方法

オンライン調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間

毎年9月中旬から10月下旬まで

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づ く高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規 定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50 分の1の数は、12,034人である。

令和3年8月25日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第59号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、166,943人である。

令和3年8月25日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づ く高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における 選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年8月25日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

高知市選挙区	91,929人
室戸市・東洋町選挙区	4,532人
安芸市・芸西村選挙区	5,949人
南国市選挙区	13,232人
土佐市選挙区	7,597人
須崎市選挙区	5,995人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,623人
土佐清水市選挙区	3,896人
四万十市選挙区	9,518人
香南市選挙区	9,297人
香美市選挙区	7,437人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,070人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,255人
吾川郡選挙区	8,049人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	9,345人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,657人
黒潮町選挙区	3,176人

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す る。 令和3年9月7日

高知県知事 濵田 省司

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

高知県地方公会計システム再構築及び運用保守業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県総務部財政課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日

令和3年6月29日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社КСС高知支店 高知市本町四丁目2番31号

- 5 落札金額
 - 37,620,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 令和3年5月18日

c: